

輸入ハタ、カマス、フェダイ等の注意点

輸入時にシガテラ毒魚が混入しないよう、輸出国での漁獲海域の確認、食中毒発生調査、魚種鑑別の徹底をお願いします。

シガテラ毒とは

自然毒のリスクプロファイル：[魚類：シガテラ毒](#)（厚生労働省ホームページ）

[シガテラ中毒について](#)（沖縄県衛生環境研究所ホームページ）

シガテラ毒魚の取扱いについて

参考通知：平成13年1月22日事務連絡

◎食品衛生法第6条違反と判断している魚種（10種）

- ・アカマダラハタ ・アマダレドクハタ ・バラハタ ・アオノメハタ ・オジロバラハタ ・マダラハタ
- ・バラフェダイ ・フェドクトルミ（ヒメフェダイ）
- ・オニカマス ・オオメカマス

◎条件付きで輸入を認めている魚種（8種）

○輸出国側の特定海域内で捕獲された同種が常食され、かつ食中毒の発生がないこと及びシガトキシンの検査を実施し無毒であることが証明されれば輸入を認める。

- ・キツネフェフキ ・イッテンフェダイ ・ニセクロホシフェダイ ・アオチビキ・ナミフェダイ
- ・アカマツダイ ・ハマフェダイ

○シガテラ毒魚ではないこと、現地で一般に食用とされ食中毒が発生していないこと書類提出があれば輸入を認める。

- ・コブフェダイ

◎その他の魚種については、個別に判断

その他動物性自然毒については[こちら](#)（厚生労働省ホームページ）を参考にしてください。